

ぴすかぴすか

身体拘束等の適正化の指針

1. 法人施設・事業所における身体拘束に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人・事業所では、法人理念にのっとり、「得意の種に水をあげよう！」環境づくりに努め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に適正化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意思をもち、身体拘束をしない療育の実施に努める事とする。

(1) 障害福祉・児童福祉サービス基準の身体拘束の規定

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行うものとする。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件とする。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2. 身体拘束防止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、虐待防止検討委員会を中心として、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過観察記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除する努力をする。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要が生じないように、日常的に以下の事に取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた適切な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に過ごしていただける様に努める。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所方針を説明する。事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認しケアの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られる様に努める。

3. 身体拘束防止に向けた体制

当事業所では身体拘束防止に向けて、虐待防止検討委員会が役割を果たし、身体拘束防止に取り組む。

(1) 設置目的

- ・事業所内等での身体拘束防止に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざる負えない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束防止に関する職員全体への指導

4. やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要とする。

③行政への相談・報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ること。行動障害のある利用者支援の中で、事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあるため事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることとする。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることになる。また行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的に取り組みの推進を図ることに繋がる。

④必要な事項の記録・再検討

また、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録すること。身体拘束早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討し、その記録は5年間保管すること。

5. 身体拘束防止・改善のための職員研修

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（虐待防止検討委員会）を設置する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催する。緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合等）は、職員より上長に報告の

上、関係職員を招集し臨時の会議を開催する。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討する。

(2) 身体拘束適正化のための職員研修

当法人では職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。実施の内容は開催の都度、記録を作成する。

○指針の閲覧について

ホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。本指針は、令和5年2月1日より施行する。